

御牧原ワインラボ(仮称)を核としたワイン振興に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ワインブドウ栽培協会（以下「乙」という。）は、仮称『御牧原ワインラボ(旧北御牧試験地)』（以下「ワインラボ」という。）を核としたワイン振興を協働で行うにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、ワインラボを核としたワイン振興に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) ワインラボを核としたワイン振興の推進に関すること
 - (2) 市内のワイン及びワイン用ぶどう生産者支援に関すること
 - (3) ワインを基軸とした地域振興に関すること
 - (4) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関連団体等を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間等）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に

開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年9月27日

甲 長野県東御市県281番地2

東御市
市長

丸岡利夫

乙 長野県東御市和5173番地

一般社団法人日本ワインブドウ栽培協会

代表理事

丸澤みゆき（鹿取みゆき）